

# 事務所通信

2021年2月

中山貴子社会保険労務士事務所



庭先の梅がきれいに咲いています。人間社会は相変わらずコロナの影響を受けなかなか平常に戻りませんが、梅の花は咲く時期を忘れずにきれいに花開き、春を告げてくれます。「国破れて山河あり」という杜甫の漢詩がとても好きですが、人の世の栄枯盛衰にも関わらず自然の力を感じ、また励まされる今日この頃です。

ところで、昨年末からデジタル行政が本格始動しています。12月18日には、内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が公開されています。

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/manual/201218manual\\_ver01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/manual/201218manual_ver01.pdf)

これによると、「**新型コロナ感染拡大の防止**」及び、デジタル時代を見据えた

「**デジタルガバメント実現**」のため、「**書面主義**」、「**押印主義**」、「**対面主義**」からの**決別**を課題とし、民間から行政への**手続の99.4%が押印廃止又は廃止の方向**となり、**認印は全て廃止される**ということです。

そして、目指すものは、AIやロボットにできることは任せ、「**人が寄り添わなければならないところに人が寄り添うことができるよう、人手を寄せていく、そういう人のぬくもりが感じられる行政とするための規制改革・行政改革**」であると書かれています。

社会保険や労基法関係の届出等の人事労務関係でも昨年12月から急激かつ大幅に変更となっています。今月は、押印廃止の流れについてもお伝えしたいと思います。

**今年もオリンピック（予定）の関係で祝日が移動になるので注意しましょう！**

内閣官房HPより（令和2年12月21日発表）



〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-7石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士 中山貴子

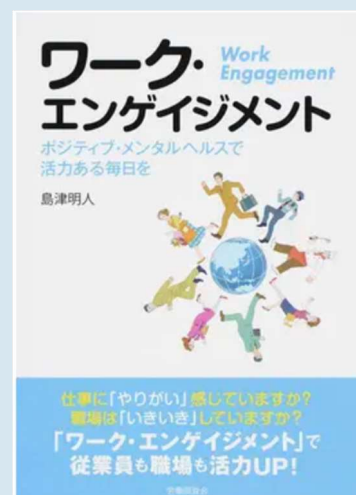
記事内容

## ■ 法改正等

・ デジタル行政による「押印廃止」の流れ

## ■ トピックス

・ ワークエンゲイジメントとは？



## \* お知らせ \*

2月1日付けで事務所住所を訂正変更いたしました。

先日、ハガキにてお知らせさせて頂きました通り、不動産会社による住所誤りにより住所を訂正いたしました。皆様には押印の依頼等、ご迷惑をおかけしお詫び申し上げます。

## 【法改正等】押印廃止の動き

### ■ 社会保険関係

日本年金機構では、2020年12月25日から、年金手続きの申請・届出様式の押印を原則廃止となっています。

ただし、金融機関へのお届け印、実印による手続きが必要なもの等については、引き続き押印が必要です。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202012/20201225.html>

また、2021年4月から、賞与支払届や算定基礎届における「**総括表**」も**廃止**となります。

### ■ 雇用保険関係

ハローワークにおいても、2020年12月25日から、一部の書類を除き原則廃止を発表しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/202102021011.pdf>

### ■ 労働基準法関係

36協定や就業規則届等の労働基準監督署へ届出する書類について、2021年4月1日から原則押印廃止となり、届出の電子化が進められます。また、これに伴って4月から帳票が一新されます。

[https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/kantoku/kijun/syoureikaisei20201222\\_001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/kantoku/kijun/syoureikaisei20201222_001.html)

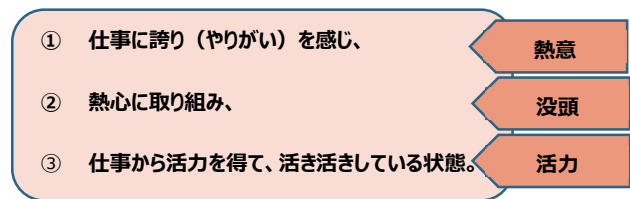
なお、ここで注意したいことは、押印が不要となるのは、行政への届出においてですので、**労使協定や決議書においては、労使双方の合意がなされたことが証明できるよう、引き続き「記名&押印」または「署名」が必要**となるということです。

届出において押印が不要となっても、きちんとした手続きが踏んでいることを担保するため、「記名&捺印」または「署名」を行いますよう。

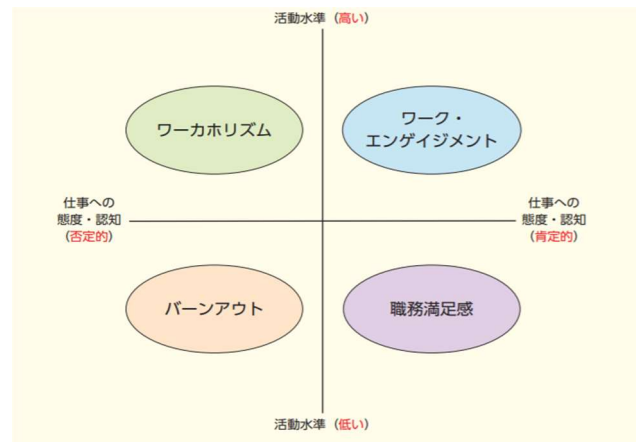
## 【トピックス】ワークエンゲイジメントとは何か？

令和元年の労働経済白書でも特集され、「働き方改革」や「健康経営」とも関連して最近注目される「ワークエンゲイジメント」は、とはどのようなものなのでしょうか？！

ワークエンゲイジメントは、2002年にオランダ、ユトレヒト大学のシャウフェリ教授により確立された考え方で、次の3つを満たしている状態として定義されています。



つまり、仕事をイキイキ、ワクワク、エネルギーの高い状態で行うことで、イメージ的には島耕作のような人だそうです。



バーンアウト（燃え尽き症候群）の対極にあるとされ、ワーカホリズムとは似た面もあるが、ワーカホリズムが**“I have to work”**であるのに対し、ワークエンゲイジメントは**“I want to work”**の状態とされます。

また、これまでのメンタルヘルスが**「予防」**に着眼してきたのに対し、ワークエンゲイジメントでは**「強み」をのばす**という発想になります。

ワークエンゲイジメントに係る様々な研究がされていますが、ワークエンゲイジメントのスコアが高いと、企業においては**生産性が向上**し、さらには国のレベルではGDP（国民総生産）まで上がってしまうという発表もあります。確かに、楽しくワクワク働くことが出来れば、仕事の能率が上がったり、いい発想が思い浮かんだりしそうです！

職場に仕事等で疲れすぎてイライラ不機嫌だったり元気がない人がいると職場で伝染してしまい、緊張やストレスでミスも起こりがちになったりと職場には負の連鎖が生じてしまいますが、個人や職場の強みをのばすワークエンゲイジメントの考え方に着目して、ポジティブ連鎖の職場作りを目指したいものです。